

消火器の不適正取引に注意してください

北播磨の市町で消火器の点検業者が事業所に電話連絡の後訪問され、消火器を持ち帰って点検、後日請求書とともに点検した消火器を持ってくるといったケースが相次いでおり、その請求額は地元の業者より高額なものとなっています。



被害に遭わないためには

- ・ 自社が契約している業者であるか確認するとともに、まずは見積書をもらうなど不用意にその場で点検を依頼しないようにしましょう。
- ・ あやしいと感じたらはっきりと断りましょう。

消防署からのお願い

- ・ 事業所に設置している消火器を含む消防用設備については、法令で年2回の点検が必要です。定期的に点検していただくようお願いいたします。
- ・ 各ご家庭には消火器の設置義務はありませんが、イザというときのために設置をお願いします。



問合せ先 北はりま消防本部予防課

0795-27-8122